

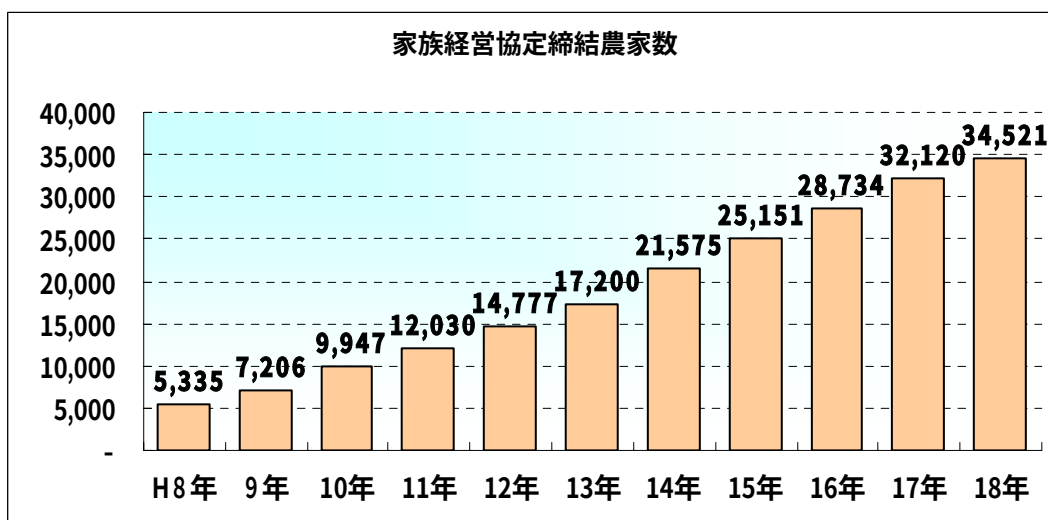
家族経営協定に関する実態調査結果について

平成18年7月 経営局普及・女性課

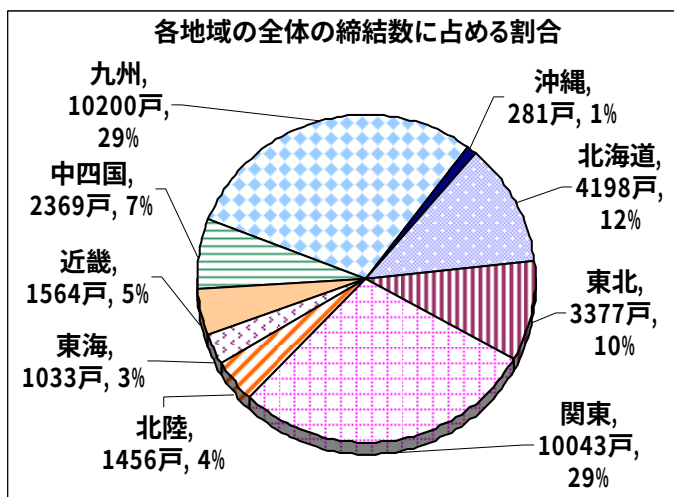
この調査は、都道府県の協力により、普及指導センター等が把握している平成18年3月31日現在における家族経営協定を文書により締結している農家の実態を調査したものである。

● 家族経営協定締結農家数

平成18年の家族経営協定締結農家数は全国で 34,521 戸となり、平成17年に比べ 2,401 戸（7.5%）増加した。



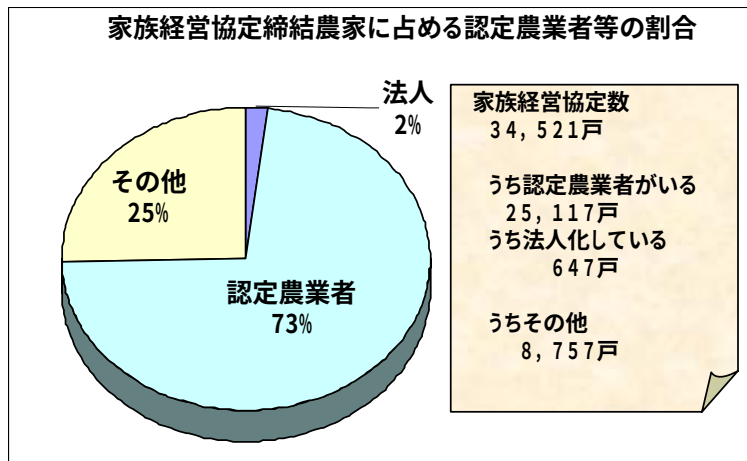
（注）平成13年までは8月1日現在、平成14年以降は3月31日現在。（但し、平成14年の一部に8月1日現在の地域がある。）



家族経営協定の各地域別の締結数及び割合は左図のとおり。

地域別の対前年の増加数は北海道△22戸、東北386戸、関東818戸、北陸170戸、東海168戸、近畿56戸、中四国199戸、九州586戸、沖縄県40戸となっている。

● 家族経営協定締結農家に占める認定農業者等の割合



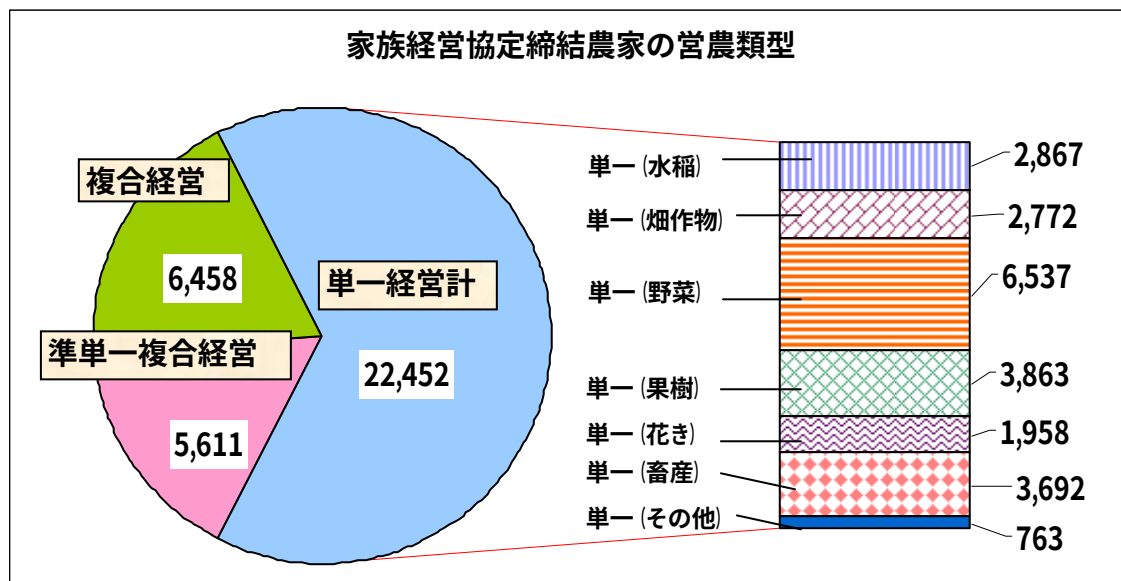
家族経営協定締結農家のうち、認定農業者のいる農家と法人化している農家で全体の75%を占めている。

17年と比べ、法人化している農家は78戸の減少となったが、認定農業者のいる農家は2,567戸増加し、構成割合は昨年より3%の増加となった。

● 家族経営協定締結農家の営農類型

家族経営協定締結農家を営農類型別に見ると、単一経営農家が22,452戸(65%)、準単一経営農家が5,611戸(16%)、複合経営農家が6,458戸(19%)となっている。

単一経営農家の品目別の経営形態については、野菜6,537戸(18.9%)、果樹3,863戸(11.2%)、畜産3,692戸(10.7%)の割合が高い。



(注) 経営類型について

- ① 単一経営とは、農産物販売金額の1位部門の販売金額が農産物総販売金額の8割以上を占める農家をいう。
- ② 準単一複合経営とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が総販売金額の8割未満6割以上の農家をいう。
- ③ 複合経営とは、農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割未満の農家をいう。
- ④ 「畑作物」とは、麦類、雑穀、いも類、豆類及び工芸作物等をいう。

●女性が農業経営の方針決定に参画している割合等

家族経営協定締結農家のうち女性が農業経営の方針決定に参画している農家の割合は76.1%で、昨年に比べ5%の増加となった。

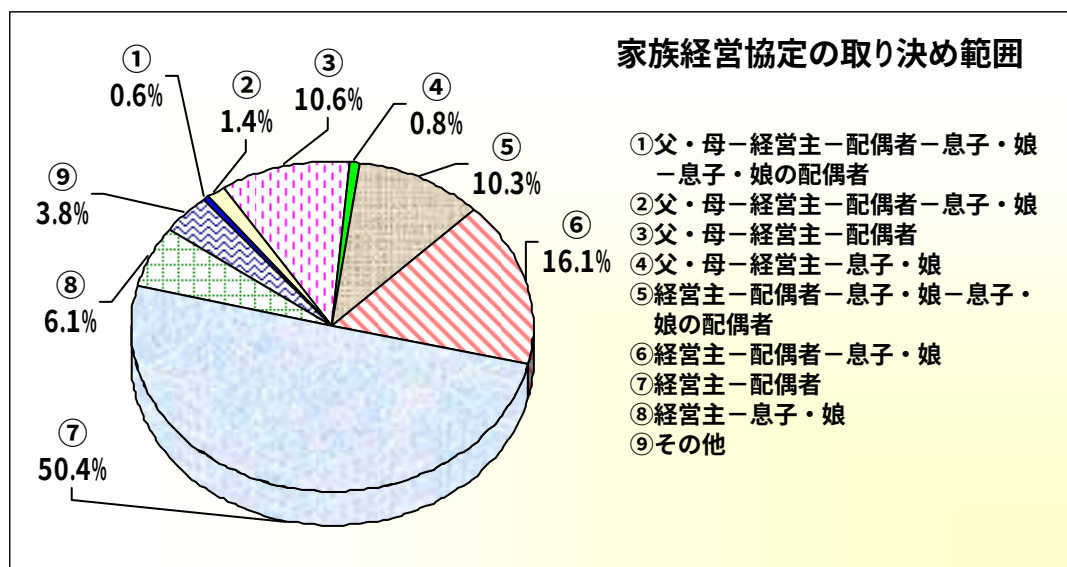
なお、女性が農業改良資金（部門経営開始資金）を借入している農家及び女性が果樹安定対策に加入している農家については1%未満と少ない。

(単位:戸)

	平成18年		平成17年	
	農家数	割合	農家数	割合
家族経営協定締結農家数	34,521		32,120	
①女性が農業経営の方針決定に参画している農家	26,272	76.1%	22,826	71.1%
②女性が農業者年金に加入している農家	2,985	8.6%	2,805	8.7%
③女性が改良資金を借入している農家	71	0.2%	61	0.2%
④女性が果樹安定対策に加入している農家	13	0.0%	24	0.1%

● 家族経営協定の取り決め範囲

家族経営協定の取り決め範囲は、⑦の経営主－配偶者間の夫婦による取り決めが50.4%と全体の半数を占めている。その次に多いのが、⑥の経営主－配偶者－息子・娘の親子間の取り決めで16.1%となっている。①、②、④のように3世代間での取り決めは少ない。



● 家族経営協定の取り決め内容（複数回答）

家族経営協定の取り決め内容を見ると、「農業経営の方針決定」(85.8%)、「労働時間・休日」(84.3%)、「農業面の役割分担（作業分担・簿記記帳等）」(73.4%)が取り決められている割合の高い上位3位となっている。

なお、家族経営協定の各取り決め内容の件数の合計は 203,227 件となり、家族協定締結農家数で除すると約 5.9 となることから、家族経営協定の取り決めの平均数は 6 つ程度と推測される。

